

重要事項のご説明

テナント総合保険をご契約いただくお客様へ

この書面ではテナント総合保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご契約の内容は、普通保険約款によって定まります。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、「テナント総合保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みくださるようお願いいたします。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

「テナント総合保険」は、火災・風災・水災・盗難等をはじめとするさまざまな事故により借用施設内の設備・什器等が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、貸主への賠償責任や他人への賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする、借用施設で事業を行う方のための保険です。

(2) 補償の内容

① 保険金をお支払いする主な場合

(ア) 損害保険金、費用保険金

損害保険金	次に掲げる事故により保険の対象となる物に損害が生じた場合に、再調達価額(*1)(ただし保険の対象となる物が30万円以下の貴金属・宝石等である場合は時価額(*2))によって定めた損害の額を、保険証券記載の保険金額を限度としてお支払いします。 (a)火災 (b)落雷 (c)破裂または爆発 (d)風災・ひょう災・雪災(20万円以上の損害の場合に限ります。) (e)漏水事故 (f)物体の落下事故 (g)騒じょう (h)水災(1回の事故につき、100万円を限度として保険金額の5%) (i)盗難<保険の対象となる物は保険金額限度・業務用通貨30万円限度・業務用預貯金証書300万円>
臨時費用保険金	損害保険金(a)から(g)の事故により保険の対象となるものが損害を受け保険金が支払われる場合に、損害保険金×30%をお支払いします。ただし、100万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金(a)から(g)の事故により保険の対象となるものが損害を受け保険金が支払われる場合に、残存物の取片づけに要した費用を損害保険金の10%を限度にお支払いします。
失火見舞費用保険金	損害保険金(a)または(c)の事故を原因として延焼等により第三者の所有物が損壊した場合に、見舞金の費用として「被災世帯数×20万円」をお支払いします。ただし、ご契約金額の20%を限度とします。 ※この費用保険金は、被災世帯に対する見舞金のための費用としてお支払いするものであり、被保険者が実際に被災世帯に対し見舞金をお支払いしない場合には、弊社は保険金の返還を請求させていただくことがあります。
修理費用保険金	損害保険金(a)から(g)および(i)の事故により保険の対象となる物に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、その費用の額を損害保険金額の10%を限度にお支払いします。

*1 再調達価額: 損害が発生したときの発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要となる額をいいます。

*2 時価額: 損害が発生したときの発生した場所における保険の対象の価額をいいます。

(イ) 賠償責任保険金

借用施設の貸主や他人への損害賠償などで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。賠償責任保険金の種類は、次の通りです。

借家人賠償責任	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げるいずれかに該当する事故により、借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設について、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、賠償責任保険金をお支払いします。 (a)火災 (b)破裂または爆発 (c)漏水事故
施設賠償責任	被保険者が次に掲げる事故により他人の身体の障害または財物の滅失、毀損もしくは汚損した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、賠償責任保険金をお支払いします。

	(a)被保険者による対象施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (b)対象施設の用法に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故
--	---

②保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(3) 保険の対象

①保険の対象となる物

この保険契約における保険の対象となる物の範囲は、保険証券記載の借用施設に収容され、かつ被保険者が業務用として所有、使用または管理する設備、装置、什器・備品とします。なお、被保険者が保険証券記載の借用施設において所有、使用または管理する業務用の量、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備は、保険の対象となる物に含まれます。

②保険の対象とならない物

次に掲げるものは、保険の対象となる物に含まれません。

(ア) 自動車

(イ) 船舶

(ウ) 航空機

(エ) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、第3条(損害保険金)⑨に該当する通貨または預貯金証書についての盗難による損害については、保険の対象となる物に含まれます。

(オ) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの

(カ) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

(キ) 家財(生活用動産)

(ク) 看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等

(ケ) 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副材料をいいます。)

(コ) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの

(4) 保険期間

保険期間は1年間または2年間です。

(5) 引受条件

①保険金額の設定

保険金額は、加入コースによって決定されます。また、加入コースは借用施設の用途、保険金額および保険期間により選定します。ご契約いただく加入コースにつきましては、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう選択範囲の加入コースからお選びください。

②お引き受けできない用途・業種

借用施設の用途が、事務所、小売店舗、飲食店以外に該当する場合、この保険契約のお引き受けはできません。

また、次に掲げる業種についてはお引き受けできません。

製造業(工場、作業場)、クリーニング店(取次ぎだけの店舗はのぞく)、自動車・自動二輪車・自転車販売店、保育所・託児所、医薬品・医療用品(コンタクトレンズを含む)販売店、火薬類専門販売店、LPガス販売店、ガソリンスタンド、旅館・ホテル、道場、ジム等、酒を主とする飲食店

風俗営業店(クラブ、スナック、キャバレー、パブ、キャバクラ(ホスト、ホステスを擁するところ)パチンコ店、パチスロ店、麻雀店、ゲームセンター、ゲーム喫茶、カラオケ店、ディスコ、ダンスホール、エステ店、性風俗特殊営業店、待機所)その他別途指定するもの

また、お引受けする場合の借用面積は、500㎡以下が条件となります。500㎡を超える場合はお引受け出来ませんので、ご注意ください。

③保険金の削減について

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。など、現金のほかに払込票等により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約された場合、「テナント総合保険」普通保険約款の規定により領収した保険料から既経過期間に対し所定の係数を乗じた額を差し引いてその残額を返戻します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

「契約概要のご説明」「注意喚起情報」に関するお問い合わせその他保険に関する苦情・お問い合わせ・ご相談は

株式会社アソシア 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル7F

☎03-3265-9290 受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約条項をご参照ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフの手続きは取扱代理店では受け付けることができませんので、上記期間内(8日以内の消印有効)に以下の内容を書面に記載のうえ、弊社の本社宛に必ず郵便にてご連絡ください。

- ①クーリングオフされる旨
- ②ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の契約証番号または証券番号
- ⑤ご契約を申し込まれた代理店名

(2) クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は全額お返しします。弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらずそれを知らずにクーリングオフをした場合には、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- ①ご契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、借用施設の所在地・用途・借用面積、被保険者、この保険契約と同一の保険事故を補償する他の保険契約の有無、借用施設で営む事業等にご注意ください。
- ②ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効となります。
 - (ア) 他人のために保険契約をする場合、ご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき。
 - (イ) ご契約者または被保険者が、保険の目的がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- ① 保険の対象となる物の全部を譲渡すること
- ② 保険の対象となる物を収容する建物の用途または業種を変更すること
- ③ 保険の対象となる物の全部を他の場所に移転すること
- ④ この保険契約によって保険金をお支払いすべき損害に対して保険金を支払うべき保険契約等を他の保険者等と締結すること
- ⑤ 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更すること

3. 補償の開始時期

弊社は、ご契約時に定めた保険期間の初日の午前0時から保険契約上の責任を負います。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んで下さい。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しくは普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」をご参照ください。

- ① 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物資による損害
- ③ 地震、噴火、津波を原因とする損害

(2)保険の目的に含まれないもの

次のものについては、保険の対象となる物に含まれません。

- ① 自動車
- ② 船舶
- ③ 航空機
- ④ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、第3条(損害保険金)⑨に該当する通貨または預貯金証書についての盗難による損害については、保険の対象となる物に含まれます。
- ⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
- ⑥ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑦ 家財(生活用動産)
- ⑧ 看板、自動販売機等の屋外に設置された設備・什器等
- ⑨ 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副材料をいいます。)
- ⑩ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの

(3)保険金の削減払い

弊社は、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

5. 保険料の払込等の取扱い

(1)保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありませんので、保険料はご契約と同時にその全額をお払込みください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(2)保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

6. 破綻時等の取扱い

弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

7. ご意見・苦情等のお申し出について

(1)弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。
お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申出】

TEL : 0120-953-827
0120-936-120

※受付時間 : 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

【メールでのお申出】

info@associa-insurance.com

(2)指定紛争解決機関(ADR 機関)

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくこともできます。
当機関は、お客さまからのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【『少額短期ほけん相談室』の連絡先】

〒104-0032
東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階
TEL : 0120-82-1144
FAX : 03-3297-0755

※受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

8. 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1)継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

- ① 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められた場合には、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ② 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2)少額短期保険業者が引き受けることができる保険の範囲

- ① 保険期間は2年(損害保険の場合)以内で、1被保険者について引き受ける保険金額の合計額は1,000万円までとなりますが、保険業法附則第16条第1項により平成18年4月1日から7年を経過する日までの間は、5,000万円(賠償責任保険の保険金額の合計額は別枠で5,000万円)までとなります。
- ② 1保険契約者について引き受ける、保険の被保険者の総数は100名が上限となります。

9. 事故が起こった場合

- (1)この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- (2)保険金請求権には2年の時効がありますのでご注意ください。
- (3)個人賠償責任および借家人賠償責任の賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談のうえ、おすすめてください。
- (4)家財の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

お客様に関する個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、弊社が保険引受の審査および保険契約の履行のために利用するほか、弊社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(少額短期保険代理店を含む)に取り扱いを委託する場合
- ③ 再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- ④ 保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込み下さいませようをお願いいたします。

この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約条項をご参照ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

(2) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

(4) 補償重複

基本契約と追加契約の補償内容が同様の保険契約が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1) 保険契約証または保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお渡しする保険契約証または保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。またご契約手続から1か月を経過しても保険契約証または保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①	損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)
②	盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況を伝え、盗難の届出を行ってください。
③	相手の確認(賠償事故等の場合)

■賠償の場合、示談・口約束はしないでください。次のような場合は事前に当社へご相談ください。

①相手の方と示談される場合	相手の方から損害賠償の請求を受けた場合には、示談の前に必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に保険契約者または被保険者ご自身で示談された場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
②損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合または提起された場合	必ず当社にご通知のうえご相談ください。 通知がなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 打ち合わせ

事故の発生原因・被害状況を確認いたします。保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

損害の確認や原因の確認のため、現場の立会を行う場合がありますのでご了承ください。

(3) 保険金請求資料の作成・提出

必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類の提出をお願いいたします。

(4) 保険金請求内容の確認・承認

お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

(5) 保険金のお受取り

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますので、ご了承ください。

4. お支払いする保険金の概要一覧

テナント総合保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下の通りです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細はご契約の代理店または弊社にお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。